

令和6年4月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年4月10日（水） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、岩永俊夫、
榮恵、松永雄治、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：友田廣、村上卓也、福永哲夫

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、山内秀一委員、森田義美委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 1 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 2 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 1 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 2 号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第 3 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (7) 議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- (8) 議案第 5 号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第1号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第1号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第1号農地法第18条第6項による届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振地域外の田が1筆、面積が1,054㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、転用のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第2号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第2号農地法第3条の規定による届出の通知が3件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の2ページになります。報告第2号農地法第3条の規定による届出を3件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は鯉地区。地目については田が1筆、面積が286㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、申請番号2番になります。所在は井寺地区および北甘木地区。地目については田が3筆、畑が1筆の計4筆、合計面積が7,517㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。続きまして、資料の3ページになります。申請番号3番になります。所在は鯉地区。地目については田が9筆、畑が1筆の計10筆、合計面積が9,383㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による権利移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第3号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第3号農地法第5条の届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は4ページになります。報告第3号農地法第5条の届出が1件ございます。

申請番号1番になります。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆、面積が449㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築となっております。

5ページに位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。事務局から説明は以上になります。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域の「ゆうすいの杜」の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第1号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請が2件ございます。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は6ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振地域外の畑が1筆、面積は208㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。7ページに申請地の位置図、8ページに現地の写真を載せております。9ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われれます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(議長) 次に申請番号2番になりますが、西岡委員の案件になりますので、西岡委員の退席をお願いします。

(西岡委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は10ページになります。申請番号2番です。有償による所有権移転の案件です。所在は下六嘉地区。農振地域外の畑が1筆、面積が565㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買価格は記載の通りです。11ページに申請地の位置図、12ページに現地の写真を載せております。13ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。西岡委員の入室を許可します。

(西岡委員入室)

西岡委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(西岡委員) どうもありがとうございました。

○議案第2号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請が5件ございます。
申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は14ページになります。申請番号の1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆、面積は545㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましても、資材置場の申請となっております。15ページに位置図、16ページに土地利用計画平面図を添付しております。17ページをご覧ください。始末書の提出をいただいております。一読いたします。
18ページに現状の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります森田委員から報告をお願いいたします。

(森田委員) 3月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、北甘木集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と思われれます。
また、この農地は農地の広がり端部になり、他に代替え地がない事、また、申請地の一部は既にコンクリート舗装がなされており、農地としての利用はされておりませんでした。
今回追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局から検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は19ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第1種農地であり、目的については資材置き場になります。農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相

当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。
続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は20ページになります。申請番号2番です。有償による所有権移転の案件です。所在は北甘木地区。農振地域外の田が8筆、合計面積は4,913㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由については、建築条件付売買予定地の申請となっております。21ページに位置図、22ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては雨水桝への集水後、道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。23ページに現状の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります森田委員から報告をお願いいたします。

(森田委員) はい。3月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の東西南北に農地が隣接していますが、農地耕作者には十分な説明がなされており、境界部分には空洞ブロック及びL型擁壁を新設されるため、支障はないものと思われれます。
建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられれます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わり

ます。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は24ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については建築条件付売買予定地になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) 続きまして申請番号3番になりますが、吉田委員 の案件になりますので、吉田委員 の退席を お願いします。

(吉田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は25ページになります。申請番号3番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振地域外の畑が1筆、面積が52㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては、駐車場のための宅地拡張となっております。26ページに申請地の位

置図、27ページに配置図を載せております。28ページをご覧ください。始末書の提出をいただいております。一読いたします。29ページに現状の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)から報告いたします。

(下田会長) 3月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、上島集落内にある役場からおおむね300m以内の区域内にある農地であるため、農地区分としては第3種農地になると思われれます。申請地は既に砂利敷きされており、農地としての利用はなされておりました。今回追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は30ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第3種農地であり、目的については駐車場の拡張になります。周辺農地等に係る営農条件への支障はない事、農地利用の集積への支障はない事等を確認しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま農業委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。吉田委員の入室を許可します。

(吉田委員入室)

吉田委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(吉田委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号4番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は31ページになります。申請番号4番です。賃貸借権の案件です。所在は下六嘉地区。農振地域外の田が1筆、面積は1,055㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由については、貸駐車場の申請となっております。32ページに位置図、33ページに排水計画図を載せております。駐車場になりますので給水等はありません。雨水の処理につきましては申請地の上側の側溝に放流する計画となっております。34ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読いたします。

35ページに現状写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります友田委員が欠席のため、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局長) 友田委員が欠席のため、代読いたします。

3月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、第2種農地になると思われま

す。また、他に代替え地がなく、申請地は既に砂利敷きされており、農地としての利用はなされてお

りませんでした。今回追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は36ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は貸駐車場となります。計画面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はないと認められるこ

と等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号5番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は37ページになります。申請番号5番です。有償による所有権移転の案件です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆、面積は213㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由については、個人住宅の申請となっております。38ページに位置図と39ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては敷地内浸透枳にて集水し、全浸透。生活雑排水については浄化槽にて処理後南側水路への接続となります。40ページに現況写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります森田委員から報告をお願いいたします。

(森田委員) はい。3月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、北甘木集落内の未整備農地ですが、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と思われます。申請地の北西側に農地が隣接していますが、空洞ブロックを新設されるため、支障はないものと思われます。

個人住宅という事ですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当

なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は41ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第1種農地であり、目的については個人住宅になります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、また農地の利用の集積への支障もなしと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第3号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第3号 基盤強化法第18条の規定による申請が「8件」でございます。

まず、申請番号1番から3番について、事務局から説明をいただき、そのあと、3件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は42ページになります。申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆、面積が471㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。43ページに位置図を載せております。

続きまして、44ページになります。申請番号2番です。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆、面積が1,268㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。45ページに位置図を載せております。

続きまして、46ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆、面積が1,002㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。47ページに位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました3件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で3件を承認・可決いたします。

(議長) 続きまして申請番号4番になりますが、中津委員 の案件になりますので、中津委員 の退席を お願いします。

(中津委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は48ページになります。申請番号4番です。
所在は鯉地区。農振地域外の畑が1筆、面積が746㎡となっております。

貸付人と借受人等については記載の通りです。利用目的は使用貸借権の再設定。期間は令和6年5月1日から令和9年4月30日となっております。

49ページに位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

- (議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

- (議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。
中津委員の入室を許可します。

(中津委員入室)

中津委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(中津委員) どうもありがとうございました。

- (議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り4件の説明を頂き、その後4件を一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは、残りの案件について申請番号順に説明をいたします。

50ページになります。申請番号5番です。所在は井寺地区。農振農用地内の田が1筆、面積が497㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りです。目的については貸貸借権の新規設定。借賃については記載の通り。期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日となっております。

51ページに位置図を載せております。

続きまして、52ページになります。申請番号6番です。所在は上島地区。農振農用地内の田が2筆、合計面積が1,364㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りです。目的については使用貸借権の新規設定。期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日となっております。

53ページに位置図を載せております。

続きまして、54ページになります。申請番号7番です。所在は井寺地区。

農振農用地内の田が1筆、面積が194㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りです。目的については使用貸借権の新規設定。期間は令和6年5月1日から令和8年3月31日となっております。

55ページに位置図を載せております。

続きまして、56ページになります。申請番号8番です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が2筆と農振地域外の畑が1筆の計3筆、合計面積が2,469㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りです。目的については貸貸借権の新規設定。借賃については記載の通り。期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日となっております。

57ページに位置図を載せております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました4件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で4件を承認・可決いたします。

○議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(議長) 続きまして、議案第4号になります。資料は59ページになります。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議になります。

農業委員会は、「法により、公正・公平な職務に努めなければなりません」注意喚起のため、代表して、わたくしが朗読をいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年4月10日 嘉島町農業委員会

(議長) 以上でございます。

○議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について

(議長) 続きまして、議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は61ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は5月10日、金曜日の9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年4月10日

会長 下 田 司

委員 山 内 秀 一

委員 森 田 義 美